

議案第13号

厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例について

厚木市役所位置設定条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

市役所の移転整備を行うため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例

厚木市役所位置設定条例（昭和30年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「基き」を「基づき」に、「中町3丁目17番17号」を「中町1丁目717番地1」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第14号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

本市の財政状況等を踏まえ、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和36年厚木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、「(平成29年1月1日から同月31日までの間にあつては、10分の4)」を削り、附則第11項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、「(平成29年1月1日から同月31日までの間にあつては、100分の23)」を削り、附則第12項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成23年厚木市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「100分の7」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

本市の財政状況等を踏まえ、職員給与の減額措置を継続するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年厚木市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。



議案第17号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

新たな附属機関を設置するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

厚木市産業振興推進委員会	産業振興の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	10人以内
--------------	--	-------

### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第1条中第100号を第101号とし、第99号の次に次の1号を加える。  
（100）産業振興推進委員会の委員  
第2条第1項中「第99号まで」を「第100号まで」に改め、同条第2項中「前条第100号」を「前条第101号」に改める。  
第3条中「第1条第100号」を「第1条第101号」に改める。  
第5条第1項中「第100号」を「第101号」に改める。  
第6条第1項第1号中「第99号まで」を「第100号まで」に改める。  
別表に次のように加える。

100	産業振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

議案第18号

厚木市手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に対する審査手数料の算定方法の一部を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市手数料条例の一部を改正する条例

厚木市手数料条例（平成12年厚木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に関する事務の項中「及び第131号」を削り、同表行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事務の項中「次項第132号」を「次項第131号」に改め、同条第2項第43号ウ(ア)中「第100号までにおいて同じ」を「第103号までにおいて同じ」に改め、同項第96号ア(ウ)中「この号及び次号において同じ。）の場合」を「この号、次号及び第101号から第103号までにおいて同じ。）の場合」に改め、「掲げる建築物の部分」の次に「（共同住宅等の共用部分（共同住宅等の住宅部分以外の部分をいう。以下この号、次号及び第101号において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のa及びcに掲げる建築物の部分）」を加え、同号ア(ウ)b中「共同住宅の共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を「共同住宅等の共用部分」に改め、同号ア(ウ)c中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ(ウ)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のa及びcに掲げる建築物の部分）」を加え、同号イ(ウ)b中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項第97号ア(ウ)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のa、c及びdに掲げる建築物の部分）」を加え、同号ア(ウ)b中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア(ウ)d中「共同住宅の共用部分」を「共同住宅等の共用部分」に改め、同号イ(ウ)中「掲げる建築物の部分」の次に「（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のa、c及びdに掲げる建築物の部分）」を加え、同号イ(ウ)b中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ(ウ)d中「共同住宅の共用部分」を「共同住宅等の共用部分」に改め、同項第101号から第103号までを次のように改める。

### (Ⅲ) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

ア 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価（省令第10条第2号に定める基準に適合する場合に限る。以下この号及び次号において同じ。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合 4,700円

(イ) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

a 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいい、共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この号から第103号までにおいて同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
2万円

- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
4万5,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円
- b 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
2万7,000円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
8万円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
13万円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満  
16万円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円
- (ウ) 2以上の建築物（当該申請に係る建築物に自他供給型熱源機器等を設置するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
  - a 申請に係る建築物 (ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - b 他の建築物 (ア)及び(イ)又はイ(ア)及び(イ)の規定により算定した金額
- イ 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
  - (ア) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円
    - b 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円
  - (イ) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
    - a 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
      - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円
      - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
12万円
      - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
20万円
      - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円
    - b 非住宅部分（省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準（次号において「標準入力法・主要室入力法（誘導基準）」という。）により計算を行ったものに限る。以下このbにおいて同じ。） 次に掲げ

- る非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円
- c 非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（次号において「モデル建物法（誘導基準）」という。）により計算を行ったもの）により計算を行ったものに限る。以下このcにおいて同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円
- (ウ) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- a 申請に係る建築物 (ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - b 他の建築物 (ア)及び(イ)又はア(ア)及び(イ)の規定により算定した金額
- ウ 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 ア又はイの規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ第40号の規定により算定した手数料の金額を加えた金額
- (Ⅱ) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査
- ア 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- (ア) 一戸建ての住宅の場合 2,350円
  - (イ) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
    - a 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次

に定める金額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
1万円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
2万2,500円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 4万500円
- b 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
1万3,500円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
4万円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
6万5,000円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満  
8万円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 10万円
- (ウ) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
  - a 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 (ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - b 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 (ア)及び(イ)又はイ(ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - c 新たに追加する建築物 前号ア及びイの規定により算定した金額
- イ 当該申請(あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。)に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
  - (ア) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
    - b 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
  - (イ) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
    - a 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
      - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 3万4,500円
      - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
6万円

- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
10万円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 14万円
- b 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（誘導基準）により計算を行ったものに限る。以下このbにおいて同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
18万5,000円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
26万5,000円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
32万5,000円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満  
38万5,000円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円
- c 非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）により計算を行ったものに限る。以下このcにおいて同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
7万5,000円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
12万円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
15万5,000円
  - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満  
18万5,000円
  - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円
- (ウ) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
  - a 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 (ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - b 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 (ア)及び(イ)又はア(ア)及び(イ)の規定により算定した金額
  - c 新たに建築物を追加する場合 前号ア及びイの規定により算定した金額
- ウ 当該申請（前号ウに規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 ア又はイの規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ第40号の規定により算定し



た手数料の金額を加えた金額

(103) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する  
審査

ア あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この号において「性能基準」という。）に適合する場合に限る。以下この号において同じ。）を受けたものである場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合 4,700円

(イ) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

a 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
2万円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
4万5,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円

b 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
2万7,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
8万円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
13万円

(e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満  
16万円

(f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円

イ あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価を受けたものでない場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる計算方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 性能基準により計算を行ったもの

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円

b 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準により計

算を行ったもの

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
- c 省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)により計算を行ったもの
  - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
  - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
- (イ) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
  - a 住宅部分(性能基準により計算を行ったものに限る。以下このaにおいて同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円
    - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 12万円
    - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20万円
    - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円
  - b 住宅部分(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準により計算を行ったものに限る。以下このbにおいて同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 3万3,000円
    - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 5万7,000円
    - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円
    - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 16万円
  - c 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法により計算を行ったものに限る。以下このcにおいて同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
    - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
    - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
    - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
    - (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
    - (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円
  - d 非住宅部分(モデル建物法により計算を行ったものに限る。以下こ

のdにおいて同じ。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
- (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
15万円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
24万円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満  
31万円
- (e) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未  
満 37万円
- (f) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円

第2条第2項中第130号を削り、第131号を第130号とし、第132号を第131号とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定及び同条第2項中第130号を削り、第131号を第130号とし、第132号を第131号とする改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第19号

厚木市印鑑条例の一部を改正する条例について

厚木市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市印鑑条例の一部を改正する条例

厚木市印鑑条例（昭和50年厚木市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第14条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第21号

厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

小規模水道の水質検査等に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。



## 厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受水槽」を「貯水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「貯水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「貯水槽」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第5項及び第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第22号

厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例について

厚木市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

市営住宅の入居に当たり、保証人を不要とするほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例

厚木市市営住宅条例（平成9年厚木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「規則で定める保証人1人の署名する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「期日」を「期日まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第40条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第23号

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例について

厚木市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

長屋の用途に供する建築物に係る耐火の制限の一部を緩和するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市建築基準条例の一部を改正する条例

厚木市建築基準条例（平成17年厚木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項各号列記以外の部分中「3階を長屋の用途に供する建築物」の次に「（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、政令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。）」を加える。

第36条第1項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

第50条第4項中「供する建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を、「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第54条第3項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第4項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条第1項第2号及び第2項並びに第54条第3項第1号及び第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第24号

厚木市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市選挙公報の発行に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出できるようにするため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

厚木市選挙公報の発行に関する条例（昭和42年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。